

国内外経済の動向

年金改正がもたらす様々な影響

【ポイント】

1. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会に提出され、削除されていた基礎年金の底上げ策が復活し、6月13日に成立した。
2. 改正には、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金、遺族年金、標準報酬月額上限の段階的引上げなど公的年金の保険料負担や給付への影響に加え、企業年金の見える化やiDeCoの加入可能年齢の引上げなど私的年金に及ぼす影響もある。
3. 改正のプラス効果とマイナス効果が併存する中で、将来のライフプランへの影響を踏まえたアドバイスが必要である。

2025年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出された。この法案では、当初の厚労省案にあった基礎年金の底上げ策に対して自民党内から反発の声が根強かったため断念、削除されていたが、野党から「目玉部分が削除されたあんこのないあんぱん」と、底上げ策が無くなったことに批判の声が上がり、立憲民主党が底上げ策の法案反映に関する修正案を自民に提出、これに自民が応じ5月27日には自民、公明、立民の3党党首が、底上げ策に関する条文を付則に盛り込む修正案の共同提出に合意した。その後、審議が急速に進み、30日には衆議院を通過。参議院で6月4日に審議入りし、6月13日に可決、成立した。

付則として加わった基礎年金底上げ策は2つあり、まず、4年後の次回財政検証の結果、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドの適用期間に著しい差が生じて基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、基礎年金の底上げ策として基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じることになった。もう1つが基礎年金の底上げ策で、年金給付額が現行より減る人に対し、影響を緩和するために必要な措置が取られる。

このように基礎年金の底上げ策に注目が集まったが、他にも我々の生活に影響が予想される様々な改正が存在する。代表的な改正を紹介し、その影響について触れてみたい。

1. 社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者が、厚生年金や健康保険に加入、年金増額や病気やけが、出産のため、会社を休んだ場合の収入保障などのメリットを受けられるようにするため社会保険の加入対象を拡大する。短時間労働者の要件である賃金月額8.8万円(年収106万円相当)以上、週所定労働時間が20時間以上(雇用契約で判断)、学生は適用対象外の要件は廃止される。いわゆる「年収106万円の壁」がなくなり、自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなる。また、この廃止を円滑に実施するために現行の50人超の企業規模要件は10年かけて段階的に縮

図表1. 短時間労働者の社会保険加入の企業規模要件

企業規模(常勤の従業員数で判断)		実施時期
500人超	約107万人 (実績値)	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

(資料)厚生労働省よりフコク生命作成

今回改正

小・撤廃する。給付が増加するメリットがあるが、企業・従業員ともに厚生年金や健康保険の保険料の負担は増加する。

撤廃の時期は、法律の公布から3年以内で、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて判断する。最低賃金1,016円以上の地域で週20時間以上働くと、年額換算で約106万円となるためである。この改正で、短時間労働者が週20時間以上働けば、働く企業の規模にかかわらず、社会保険に加入するようになるが、私的年金である確定給付企業年金(DB)や企業型確定拠出年金(DC)にも影響があり、厚生年金加入対象になった方は原則DBや企業型DCの加入者となる。対象としないこともできるが、規約変更等の対応も必要なため、注意が必要である。

個人事業所も常時5人以上の者を使用する全業種の事業所が適用対象となる。従来は、法定17業種(物の製造、土木・建設、鉱物採掘、電気、運送、貨物積卸、焼却・清掃、物の販売、金融・保険、保管・賃貸、媒介周旋、集金、教育・研究、医療、通信・報道、社会福祉、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業)に限っていた。ただし、2029年10月の施行時点で既に存在している事業所は当分の間、対象外となっている。

2. 在職老齢年金制度の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにするための在職老齢年金の見直しである。年金を受給しながら働く場合、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、年金の支給が調整されてしまう。現在の制度では、賃金と厚生年金の合計が月50万円(2024年度の場合)を超えると、超えた分の半額が支給停止となる。納めた保険料に応じた給付を受けられる社会保険では、例外的な仕組みと言える。平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者が増えており、また人材確保・技能継承等の観点から、高齢者の活躍を求める世の中のニーズも高まっている。このため、高齢者の活躍を後押しする、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、厚生年金が支給停止となる基準額を、月50万円→62万円(2024年度の場合)へ引き上げることを予定している。見直しによる年金額の変化の例として、賃金(ボーナス含む年収の12分の1)45万円、厚生年金10万円の方の場合、現行だと、支給停止ラインが50万円のため、 $(45\text{万円} + 10\text{万円}) \div 2$ の2万5千円が支給停止されてしまうが、支給停止ラインが62万円となり、従来停止されていた2万5千円も支給される。年金給付が増加するメリットが期待される。

図表2. 一定以上の賃金がある場合の厚生年金の支給停止基準額

支給停止基準額	
2005年度(現行制度開始)	48万円(注)
2022年度	47万円
2024年度	50万円
2026年度	62万円 ※2024年度価格につき、2026年度までの賃金変動に応じて改定

今回改正

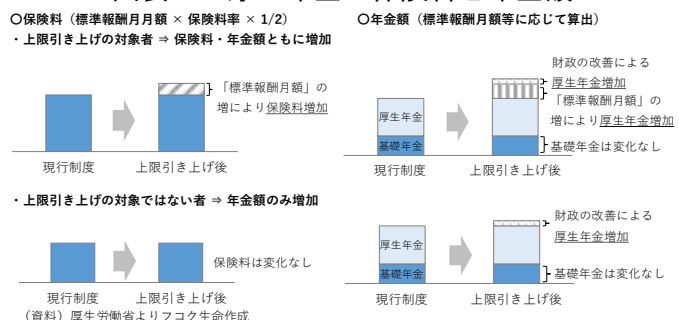
(注)直近の2025年度までは、賃金変動に応じて毎年基準額を改定
(資料)厚生労働省よりフコク生命作成

3. 厚生年金等の標準報酬月額上限の段階的引き上げ

標準報酬月額上限を、65万円から75万円に3年かけて段階的に引き上げる。実施時期は、2027年9月に68万円、2028年9月に71万円、2029年9月に75万円となっている。

保険料と給付の算定に用いる「標準報酬月額」の上限を超える収入の方は、実際の賃金に占める保険料の割合が他の方よりも低くなっているため、賃金上昇の継続を見

図表3. 厚生年金の保険料と年金額



据え、世代内の公平のためにも、上限に該当されていた方に、本来の賃金に応じた負担をしてもらい将来の給付を手厚くする。新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加する。厚生年金制度の財政が改善することで、保険料に影響しない年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされる効果がある。保険料負担が増加する方が一部あるが、給付にはプラス効果がある。

4. 遺族年金制度の見直し

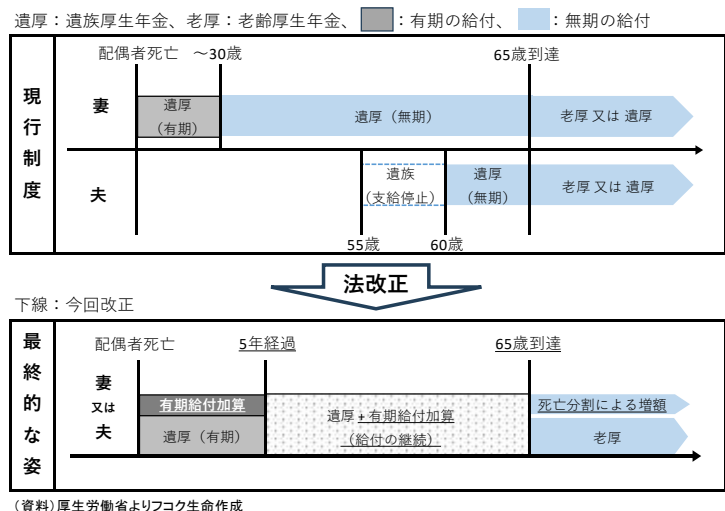
遺族厚生年金を、女性の就業率上昇等の社会変化に合わせ、男女問わず受給しやすくする改正である。ただし、改正後、20代から50代で子のいない配偶者が亡くなった場合、遺族厚生年金は原則として5年間の有期給付となることには留意する必要がある。支給期間が5年に短縮されることへの配慮があり、遺族厚生年金を増額する“有期給付加算”を創設する。死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の1に相当する額が加算される予定で、現在の遺族厚生年金額は原則亡くなった方の老齢厚生年金の4分の3相当額であるため、有期給付加算を加えると老齢厚生年金の100%が支給される。また、配偶者が亡くなった場合、その婚姻期間中に配偶者が厚生年金に加入していた記録を、遺族の年金記録として分割できる「死亡時分割制度」が導入される。これにより、遺族が将来受け取る老齢厚生年金の受給額が増え、老後の生活保障がより手厚くなることが期待される。

従来、遺族厚生年金の受給には「同一生計要件」と「収入要件」を満たす必要があるが、改正後は収入要件が撤廃され、同一生計要件のみで受給可能となる。

中高齢寡婦加算は、40歳から65歳の妻が受給する遺族厚生年金で、一定要件を満たすと年62万3,800円（2025年度）が支給されているが、順次減額され、法改正後25年かけて廃止となる予定である。給付のプラスとマイナスが混在する改正であるが、既に受給権を有する方、60歳以降の高齢の方、20代から50代の18歳未満の子のある方は給付内容が維持される。

なお、遺族基礎年金については、子どもが受給しやすくなる。具体的には、子の生計を維持していた配偶者と死別後に再婚した場合や、死亡者との生計維持関係の確認に用いる収入基準（850万円）を超える配偶者が子の生計を維持する場合、直系血族（又は直系姻族）の養子となる場合、（生前に既に両親が離別しており、）子の生計を維持していた被保険者が死亡した後、元配偶者が子を引き取るような場合は、従来は支給停止されていたが、この改正で、新たに支給されるようになる。これは給付のプラスの効果である。

図表4. 20代から50代の子のいない配偶者における遺族年金制度見直しの影響



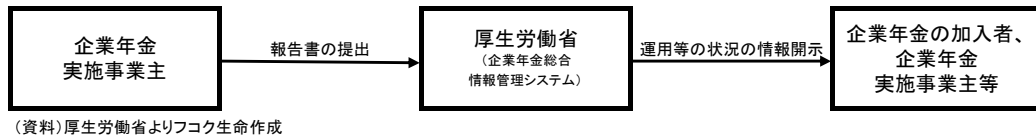
5. 企業年金の運用の見える化

DBや企業型DCのような企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への毎年の事業報告書・決算に関する報告書の提出義務もあるが、一般には公開されていない状況にある。このため、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする。もちろん、個人情報保護の観点からの配慮は必要になる。

具体的には、厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を DB 別に公開する。また、規模要件を設け、一定の規模以上の DB が開示対象になる。なお、DB の運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要であり、事業報告書に追加される予定である。

DC の開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースに厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表する。一部新規に報告が必要となるが、事業主が個別に報告するのではなく、記録管理を行うレコードキーピング会社経由から報告される想定であり、事業主の規模要件はない。

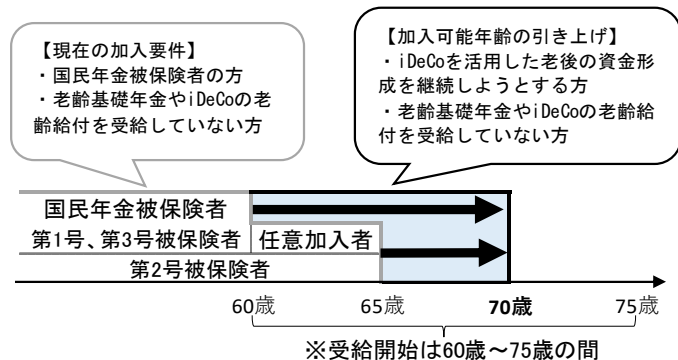
図表 5. 企業年金制度の見える化のイメージ



6. iDeCo 加入年齢の上限引き上げ

現在の制度では、iDeCo に加入できる方は、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない、国民年金の被保険者の方に限られており、働き方などで何歳まで加入できるか差が生じている。このため、働き方に関係なく、誰もが長期的に老後資産を形成でき、かつ加入者にとってシンプルで分かりやすい制度となるよう、加入要件を拡充する。具体的には、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60 歳から 70 歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるようにするため、60 歳以上 70 歳未満の iDeCo を活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない者に iDeCo の加入・継続拠出を認める。ただ、この改正には懸念点があり、iDeCo に 70 歳まで加入するためには、老齢基礎年金の 70 歳までの繰り下げが必要になる。この時点で繰り下げを撤回し、支給されていない 5 年分を一時金でもらうことも可能だ。この場合、iDeCo に加入しなかったことにして、一定の還付が発生するのか。この 5 年間の資産運用による資産額の変動もあり、気になるところである。65 歳以降に亡くなった場合の死亡一時金の支給についても同様で、繰り下げ受給を選択しないことになってしまうため、iDeCo の死亡一時金も 65 歳時点まで遡るのか、この場合、65 歳以降の掛金の還付が必要になるかもしれない。

図表 6. iDeCo の加入可能年齢の引き上げのイメージ



(資料)厚生労働省よりフコク生命作成

7. おわりに

今回の改正は、公的年金では保険料負担増が一部あるものの、給付面ではプラス効果とマイナス効果が併存している。また、公的年金のもらい方が私的年金に影響する可能性もある。将来のライフプランへの影響は、人によって様々ではあるが、この改正をしっかりと捉えるためにも、適切なアドバイスを受けて欲しい。